

(別紙)

「令和5年7月大雨災害」に係る秋田市賃貸型応急住宅の要件および経費の負担

項目	内容
① 契約方法	貸主、秋田市（借主）、被災者（入居者）の三者による定期建物賃貸借契約
② 供与期間	入居時から6箇月以内（供与期間の延長はない）
③ 建物の耐震性	昭和56年6月1日以降に着工した新耐震基準を満たす民間賃貸住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認された民間賃貸住宅を対象とする。
④ 規模（面積）・間取り	戸建、長屋建て、共同建てを問わない。 1R～3LDK程度とし、通常の間取りに対応した面積 車椅子等を利用している者については、可能な限りバリアフリー住宅を提供すること。（3LDKの範囲内）
⑤ 賃料（世帯人数毎の賃料の限度額）	(1) 2人以下の世帯 月額 6万円以内 (2) 3～4人の世帯 月額 7万5千円以内 (3) 5人以上の世帯 月額 9万円以内 ・ 支払時期は次のとおり (1) 初回支払い分：契約成立日の翌月末まで（特別な理由がある時を除く） (2) 第2回支払い分：当月分を当月末まで (3) 第3回以降支払い分：当月分を前月末まで
⑥ 賃料以外での金員	・ 共益費 ・ 退去修繕負担金 ^{※1} （賃料の2箇月分を限度） 支払時期は、契約成立日の翌月末までとする。 ・ 礼金（賃料の1箇月分を限度） 支払時期は、契約成立日の翌月末までとする。 ・ 仲介手数料（月額賃料の0.55箇月分を限度） 支払時期は、契約成立日の翌月末までとする。 ・ 損害保険料 ^{※2} （包括保険契約を行うこと。） 1年1戸当たり 年1万円以内 ・ 入居時負担金（鍵の交換に係る費用）
⑦ 入居者負担	光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、ペット飼育料、自治会費
⑧ 留意点	(1) ペット飼育においては、上記の賃料で入居可能な物件であれば入居ができるが、これを理由に賃料の加算はできない。 (2) 駐車料においては、上記の賃料で入居可能な物件であれば入居ができるが、これを理由に賃料の加算はできない。

※1 退去修繕負担金は、借上げた住宅の明け渡し時における原状回復（通常損耗および経年劣化を含む。）に要する費用に充てるものとする。

※2 損害保険料（家財等の私財への補償を除く。）は、秋田市が包括契約に基づき加入するものとする。